

第6章 高齢者の生活を支える環境づくりの推進

1. 在宅生活の支援の充実

(1) 生活支援体制の整備の推進

◆◆ 現状と今後の方向性 ◆◆

ひとり暮らし高齢者世帯や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の人が増加する中、在宅生活を継続するための生活支援へのニーズは高まるとともに、様々な社会経済情勢を背景として多様化しています。

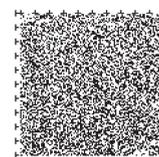
アンケート調査結果では、日常生活で介護が必要になった場合も自宅での生活を希望する人の割合が5割を超え、その際に希望する生活支援サービスが多く挙がっています。

本市においては、平成26年度(2014年度)の介護保険制度改正に基づき、多様な生活支援サービスの充実を図るとともに住民の支援体制の整備を推進してきました。令和4年度(2022年度)までに生活支援コーディネーターを7名配置、第2層協議体を19地区に設置するとともに第1層協議体を開催しました。また、平成30年(2018年)10月から住民主体による支援事業を実施しています。

今後も、さらに多くの地区に第2層の協議体を設置するとともに、生活支援コーディネーターと地域包括支援センター等の関係機関との連携強化、地域の支え合いの活動を行う団体の支援等により、生活支援体制のさらなる充実を図ります。

【取組】

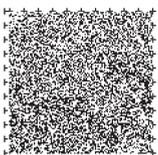
| No.32 | 生活支援コーディネーターによる支え合いの体制づくりの推進 | 長寿支援課 | | | | | | |
|---|------------------------------|-------|-------|------|-------------|-----------|------------------|-------------------|
| <p>元気な高齢者をはじめとした住民による主体的な活動や地域団体、社会福祉法人、NPO等の多様な主体によるサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進する生活支援コーディネーターを引き続き配置します。</p> <p>また、地域に不足する生活支援サービスの把握及び創出、生活支援サービス関係主体間の連携体制づくり及び情報共有、地域の支援ニーズと生活支援サービス提供主体の活動のマッチング等を実施し、地域の生活支援の面からの支援体制の充実を図ります。</p> <p>《主な業務》</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 生活支援の担い手の育成、サービス開発等の資源開発 イ サービスの提供主体等の関係者のネットワーク構築 ウ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">配置の区分</th> <th style="text-align: center;">配置方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(第1層)市全域で活動</td> <td style="text-align: center;">ア・イの業務を担当</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(第2層)日常生活圏域単位で活動</td> <td style="text-align: center;">おおむね2圏域のア～ウの業務を担当</td> </tr> </tbody> </table> | | | 配置の区分 | 配置方針 | (第1層)市全域で活動 | ア・イの業務を担当 | (第2層)日常生活圏域単位で活動 | おおむね2圏域のア～ウの業務を担当 |
| 配置の区分 | 配置方針 | | | | | | | |
| (第1層)市全域で活動 | ア・イの業務を担当 | | | | | | | |
| (第2層)日常生活圏域単位で活動 | おおむね2圏域のア～ウの業務を担当 | | | | | | | |



| No.33 | 協議体の設置と機能強化 | 長寿支援課 | | | | | | | | |
|---|---|-------|-------|------|---------------|---|---------------|---------------------------------------|---------------|--------------------|
| <p>協議体は、生活支援サービスの体制整備に関する情報共有及び連携強化等の場であり、「第1層協議体」は市全域を対象として、「第2層協議体」はそれぞれの日常生活圏域において、その圏域内の地域の実情に応じて設置するものです。</p> <p>協議体は生活支援コーディネーターや生活支援サービスの多様な提供主体が参画しており、協議体を設置することは、生活支援コーディネーターの活動を補完し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による地域における支え合いの体制づくりの推進につながるため、活動の活発化及び拡充に向けて取り組みます。</p> | | | | | | | | | | |
| No.34 | 住民主体による支援事業 | 長寿支援課 | | | | | | | | |
| <p>高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で生きがいをもって安心して暮らしつづけられるよう支え合いの地域づくりを支援するため、住民相互の助け合い活動等、地域の住民主体で取り組む支援事業を行う団体に対し、運営に必要な費用の一部を補助し、地域の住民主体による支え合いの地域づくりの支援に取り組みます。</p> <p>引き続き制度の周知を図るとともに、より利用しやすいような制度の在り方について検討します。</p> | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス名</th> <th>事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域支え合い型訪問サービス</td> <td>住民主体の自主活動として行うサービスであり、生活援助（調理、掃除、ゴミ出し等）を行います。</td> </tr> <tr> <td>地域支え合い型送迎サービス</td> <td>住民主体の自主活動として行うサービスであり、通いの場等への送迎を行います。</td> </tr> <tr> <td>地域支え合い型通所サービス</td> <td>サロン活動等、自主的な通いの場です。</td> </tr> </tbody> </table> | | | サービス名 | 事業内容 | 地域支え合い型訪問サービス | 住民主体の自主活動として行うサービスであり、生活援助（調理、掃除、ゴミ出し等）を行います。 | 地域支え合い型送迎サービス | 住民主体の自主活動として行うサービスであり、通いの場等への送迎を行います。 | 地域支え合い型通所サービス | サロン活動等、自主的な通いの場です。 |
| サービス名 | 事業内容 | | | | | | | | | |
| 地域支え合い型訪問サービス | 住民主体の自主活動として行うサービスであり、生活援助（調理、掃除、ゴミ出し等）を行います。 | | | | | | | | | |
| 地域支え合い型送迎サービス | 住民主体の自主活動として行うサービスであり、通いの場等への送迎を行います。 | | | | | | | | | |
| 地域支え合い型通所サービス | サロン活動等、自主的な通いの場です。 | | | | | | | | | |

【評価指標】

| | | 令和5年度 (2023年度) 実績(見込) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
|-----------------------------|-------------|-----------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 第2層協議体数 | | 21協議体 | 23協議体 | 25協議体 | 27協議体 |
| 生活支援サービス創出件数 (お助け隊・サロン等) | | 20件 | 20件 | 20件 | 20件 |
| 地域支え合い型 訪問サービス | 補助金 交付件数 | 0件 | 1件 | 2件 | 3件 |
| 地域支え合い型 送迎サービス | 補助金 交付件数 | 0件 | 1件 | 2件 | 3件 |
| 地域支え合い型 通所サービス | 補助金 交付件数 | 10件 | 12件 | 14件 | 16件 |



(2) 高齢者福祉サービスの推進

◆◆ 現状と今後の方向性 ◆◆

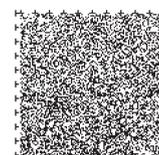
令和5年(2023年)4月末現在、ひとり暮らし70歳以上高齢者数は13,211人で前年よりも152人増加、75歳以上のふたり暮らし世帯数は5,596世帯で前年よりも320世帯増加しており、今後も増加することが見込まれます。

アンケート調査結果では、在宅で介護を受けている単身世帯では、在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスとして「掃除・洗濯」、「外出同行(通院、買い物など)」、「見守り、声かけ」、「配食」、「ゴミ出し」など多くの生活支援サービスへのニーズが高くなっています。

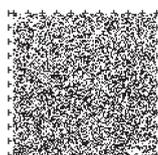
高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続することができるよう、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等への生活支援、緊急時の対応等の取組を行うとともに、元気な高齢者の活動を支援する取組を実施します。

【取組】

| | | |
|--|---|-------|
| No.35 | 緊急通報システム | 長寿支援課 |
| ひとり暮らしの高齢者等が、安心して日常生活を送れるよう支援するため、緊急通報装置の設置費用の一部又は全部を助成し、身体の異常や罹災等の緊急事態が発生した場合、速やかに対応することができる体制を整備します。 | | |
| 対象者 | ひとり暮らし世帯又は高齢者のみの世帯で、心疾患、脳血管疾患、ぜんそく等、安否確認が必要な疾患等により、緊急事態を発生する可能性が高く、日常生活を営むうえで、緊急時の対応が必要である高齢者 | |
| No.36 | 日常生活用具給付 | 長寿支援課 |
| 火気の取り扱いに支障のある高齢者に対し、火災警報器、自動消火器及び電磁調理器を購入する費用の一部又は全部を助成します。 | | |
| 対象者 | ひとり暮らし世帯又は高齢者のみの世帯、かつ、住民税非課税世帯であり、認知症や寝たきりにより火気の取り扱いに支障がある高齢者 | |
| No.37 | 外出支援サービス | 長寿支援課 |
| 身体の障害等の理由により公共交通機関の利用が困難な高齢者に対し、市内及び近隣市町への通院等の外出を専用車両により支援します。(総合支所区域) | | |
| 対象者 | 身体の障害等で、日常的に車椅子又はストレッチャーを使用している、公共交通機関の利用が著しく困難な高齢者 | |



| | | |
|--|--|-------|
| No.38 | 生活支援短期宿泊 | 長寿支援課 |
| <p>在宅での生活が一時的に困難である高齢者に対し、養護老人ホーム等に短期入所するための費用の一部を助成します。</p> | | |
| 対象者 | <p>家族の事故、出張、又は、基本的な生活習慣の欠如により在宅での生活が一時的に困難である高齢者</p> | |
| No.39 | 配食サービス | 長寿支援課 |
| <p>適切な食事の調達が困難なひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象とし、栄養バランスのとれた食事の提供と安否確認を実施する費用の一部を助成します。</p> | | |
| 対象者 | <p>ひとり暮らし世帯又は高齢者のみの世帯で、近隣に親族がおらず、心身の障害、疾病等の理由により適切な食事の調達が困難であるとともに、安否確認が必要である高齢者</p> | |
| No.40 | 福祉はり・きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧施術費助成 | 長寿支援課 |
| <p>高齢者の健康と福祉の増進を図ることを目的として、はり・きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧の施術を受ける際に負担する費用の一部を助成します。</p> | | |
| 対象者 | <p>市内に居住する70歳以上の高齢者</p> | |
| No.41 | いきいきシルバー100 | 長寿支援課 |
| <p>70歳以上の高齢者に対し、市内路線バス及び市渡船(六連島航路及び蓋井島航路)を指定日において1回100円で利用できる「いきいきシルバー100」を交付し、高齢者の定期的外出を支援し、社会参加及び地域活動への参画を促進します。</p> | | |
| 対象者 | <p>市内に居住する70歳以上の高齢者</p> | |
| No.42 | いきいきシルバー銭湯デー | 長寿支援課 |
| <p>高齢者の交流や健康づくりを図るため、市が対象とする公衆浴場において、銭湯等の利用を助成する、「いきいきシルバー銭湯デー」を実施します。</p> | | |
| 対象者 | <p>市内に居住する70歳以上の高齢者</p> | |



【評価指標】

| | | 令和5年度 (2023年度) 実績(見込) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
|---------------------------|-------|-----------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| ひとり暮らし高齢者に対する緊急通報システム設置割合 | | 4.7% | 4.8% | 4.9% | 5.0% |
| 配食サービス | 利用実人数 | 1,170人 | 1,200人 | 1,210人 | 1,220人 |
| | 延配食数 | 123,841食 | 126,689食 | 127,000食 | 127,500食 |
| はり・きゅう利用者数 | | 5,200人 | 5,200人 | 5,200人 | 5,200人 |
| あん摩等利用者数 | | 4,700人 | 4,700人 | 4,700人 | 4,700人 |
| いきいきシルバー100延べ利用回数 | | 201,240件 | 228,000件 | 238,000件 | 248,000件 |
| いきいきシルバー銭湯デー利用者数 | | 34,000人 | 38,000人 | 38,000人 | 38,000人 |

(3) 介護者への支援と介護離職防止のための取組の推進

◆◆ 現状と今後の方向性 ◆◆

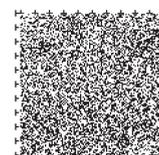
今後、85歳以上の高齢者は増加し続け、認知症高齢者や介護を必要とする高齢者が増加することが見込まれます。

アンケート調査結果では、介護者は多くの介護を担っており、在宅介護で感じる不安の解消に向けて希望する支援について、「電話や訪問による相談支援」の要望が最も多く、続いて「介護に関する知識・制度が学べる講座」、「介護用品の購入補助」、「介護の手法・技術が学べる講座」が挙がっています。また、過去1年間に介護のために主な介護者が退職した割合は3.5%となっています。

このため、家族介護者の負担を軽減し、支えていくための取組、介護離職を防止するための取組を推進します。

【取組】

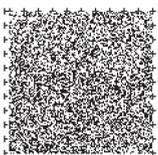
| No.43 | 家族介護者への支援(再掲) | 長寿支援課 |
|--|---------------|-------|
| <p>在宅で家族を介護している人を対象に、介護保険制度の基礎知識のほか、介護する人、介護される人の双方の負担軽減を目指した介護ケアのスキルを身につけることなどを目的とした介護入門講座を実施します。</p> | | |



| | | |
|--|--|-----------|
| No.44 | 介護用品支給事業 | 長寿支援課 |
| <p>介護を必要とする在宅の高齢者と同居して常時介護を行っている人に、介護用品(紙おむつ、尿取りパッド、手袋及びお尻拭きシート)を購入する費用の一部を助成します。</p> | | |
| 対象者 | 生活保護を受給していない住民税非課税世帯の在宅で生活している65歳以上の要介護3、要介護4又は要介護5の人と同居又は同一敷地内に居住し、現に常時介護を行っている住民税非課税世帯の人 | |
| No.45 | 家族介護者への相談の充実 | 長寿支援課・関係課 |
| <p>地域包括支援センターの総合相談等で、介護保険サービスの利用、保険外サービスの活用等について相談等を行い、家族介護者の負担の軽減を図ります。</p> <p>また、介護離職ゼロに向け、家族介護者に情報提供を行うとともに、関係部局と連携を図り、家族介護者の就労継続のための支援を行います。</p> | | |

【評価指標】

| | 令和5年度 (2023年度) 実績(見込) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
|-------------|-----------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 介護入門講座の参加者数 | 150人 | 150人 | 150人 | 150人 |
| 介護用品支給利用実人数 | 100人 | 102人 | 103人 | 105人 |



2. 生活環境の整備

(1) 安心して暮らせる環境の整備

◆◆ 現状と今後の方向性 ◆◆

人口減少や世帯規模の縮小、生活様式の変化等を背景として、地域のつながりが希薄化する中、ひとり暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者世帯等において緊急時等の対応が困難な状況が懸念されます。

また、認知症等により判断能力が低下している人を含め、高齢者が悪質商法や詐欺等犯罪の対象となるケースが増加しています。

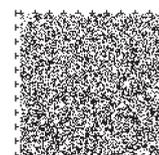
このため、高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、地域で見守る体制づくりや防犯体制を整備します。

【取組】

| | | |
|--|-----------------|-------|
| No.46 | 地域の高齢者の見守り環境の整備 | 長寿支援課 |
| <p>地域の住民と関わりをもつ事業所と「高齢者見守り隊」協定書を締結し、「高齢者見守り隊」となった事業所の日常業務の中で無理のない範囲での高齢者の見守り、緊急事態等を発見した場合の連絡等の協力を依頼することにより、高齢者の見守り体制を整備します。</p> <p>引き続き制度の周知を行い、協力事業所の確保に努めます。</p> | | |
| No.47 | 防犯体制の整備 | 生活安全課 |
| <p>高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、警察や関係機関との連携により、高齢者に配慮した防犯体制の整備、充実を図るとともに、地域の防犯活動等を通じて高齢者の詐欺被害を減少させるための啓発等を推進します。</p> | | |
| No.48 | 消費者保護の推進 | 生活安全課 |
| <p>高齢者等が近年多様化する悪質商法の被害にあわないよう、消費生活センターの出前講座等により、消費者トラブルの発生防止に向けた啓発を推進します。</p> <p>また、消費生活センターにおける相談や弁護士による無料法律相談等、相談体制の充実を図ります。</p> | | |

【評価指標】

| | 令和5年度 (2023年度) 実績(見込) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
|---------------|-----------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 高齢者見守り隊協力事業所数 | 175事業所 | 185事業所 | 195事業所 | 205事業所 |



(2) 高齢者の住まいの確保

◆◆ 現状と今後の方向性 ◆◆

地域において個々の生活ニーズにあった住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービス等を利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保健、医療、介護等のサービス等が提供される前提となります。

また、今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中にあり、住まいをいかに確保するかは、高齢期を含む生活の維持の観点に加え、地域共生社会の観点からも重要な課題です。

アンケート調査結果では、在宅での生活の継続が困難な人に必要な支援・サービスとして、介護保険施設のほかに、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が挙げられています。

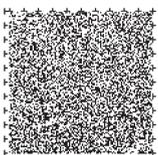
また、賃貸住宅等に住む高齢者については、住まいの確保が困難となるケースも生じることがあります。

このため、高齢者が可能な限り地域で安心して住み続けることができるよう、住宅施策と連携を図り、高齢者に配慮した住まいや施設の普及を図るとともに、生活環境の充実や入所相談等の居住関係施策を総合的に推進します。

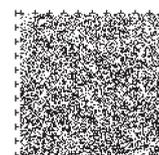
また、民間事業者による有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅について、設置状況の把握を行うとともに、サービス基盤の整備を進めるため、山口県及び関係機関と連携を図ります。

【取組】

| No.49 | 養護老人ホーム | 長寿支援課 |
|---|---------|----------|
| <p>環境上の理由と経済的理由により自宅での生活が困難な高齢者が福祉事務所による措置の決定に基づいて入所できる施設です。</p> <p>施設数及び定員数については、入所措置申請の状況から現状維持を基本とします。</p> <p>また、居住に困難を抱える高齢者の契約入所を認めるといった柔軟な対応を促進します。</p> | | |
| 令和5年(2023年)4月1日現在 | 3施設 | 定員数:240人 |
| 令和8年度(2026年度) | 3施設 | 定員数:240人 |
| No.50 | 生活支援ハウス | 長寿支援課 |
| <p>高齢のため、独立して生活するには不安があり、家庭環境や住宅事情等の理由により自宅で生活することが困難な60歳以上の高齢者が入居できる施設です。</p> <p>施設数については現状維持とし、定員数は利用申請の状況から見直します。</p> | | |
| 令和5年(2023年)4月1日現在 | 1施設 | 定員数:20人 |
| 令和8年度(2026年度) | 1施設 | 定員数:15人 |



| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------|-------------|-----------------------|-----------|------------|---------------|-------|------------|----------|---------------|-----------|-----|----------|-------|-----|----------|
| No.51 | 軽費老人ホーム | 長寿支援課 | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>身体機能の低下等により自立して生活することに不安があり、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の高齢者が、低額な料金で入居できる施設です。 施設数及び定員数については、利用の状況から現状維持を基本とします。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">令和5年(2023年) 4月1日現在</td> <td>軽費老人ホームA型</td> <td>2施設</td> <td>定員数:170人</td> </tr> <tr> <td>ケアハウス</td> <td>9施設</td> <td>定員数:460人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和8年度(2026年度)</td> <td>軽費老人ホームA型</td> <td>2施設</td> <td>定員数:170人</td> </tr> <tr> <td>ケアハウス</td> <td>9施設</td> <td>定員数:460人</td> </tr> </table> | | | 令和5年(2023年) 4月1日現在 | 軽費老人ホームA型 | 2施設 | 定員数:170人 | ケアハウス | 9施設 | 定員数:460人 | 令和8年度(2026年度) | 軽費老人ホームA型 | 2施設 | 定員数:170人 | ケアハウス | 9施設 | 定員数:460人 |
| 令和5年(2023年) 4月1日現在 | 軽費老人ホームA型 | 2施設 | | 定員数:170人 | | | | | | | | | | | | |
| | ケアハウス | 9施設 | 定員数:460人 | | | | | | | | | | | | | |
| 令和8年度(2026年度) | 軽費老人ホームA型 | 2施設 | 定員数:170人 | | | | | | | | | | | | | |
| | ケアハウス | 9施設 | 定員数:460人 | | | | | | | | | | | | | |
| No.52 | 有料老人ホーム | 長寿支援課 | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事又は健康管理のいずれかを提供する施設です。 今後も、医療・介護サービス等が適切に提供されるよう取り組むとともに、利用者への情報提供の充実を図ります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>令和5年(2023年)4月1日現在</td> <td>68施設</td> <td>定員数:2,238人</td> </tr> <tr> <td>令和8年度(2026年度)</td> <td>71施設</td> <td>定員数:2,378人</td> </tr> </table> | | | 令和5年(2023年)4月1日現在 | 68施設 | 定員数:2,238人 | 令和8年度(2026年度) | 71施設 | 定員数:2,378人 | | | | | | | | |
| 令和5年(2023年)4月1日現在 | 68施設 | 定員数:2,238人 | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和8年度(2026年度) | 71施設 | 定員数:2,378人 | | | | | | | | | | | | | | |
| No.53 | サービス付き高齢者向け住宅 | 住宅政策課・長寿支援課 | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>バリアフリー構造等を有し、入居者に対し状況把握、生活相談サービス等の生活支援サービスを提供する高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホームのうち、サービス付き高齢者向け住宅として登録された住宅です。 今後も、医療・介護サービス等が適切に提供されるよう取り組むとともに、利用者への情報提供の充実を図ります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>令和5年(2023年)4月1日現在</td> <td>19施設</td> <td>戸数:621戸</td> </tr> <tr> <td>令和8年度(2026年度)</td> <td>18施設</td> <td>戸数:571戸</td> </tr> </table> | | | 令和5年(2023年)4月1日現在 | 19施設 | 戸数:621戸 | 令和8年度(2026年度) | 18施設 | 戸数:571戸 | | | | | | | | |
| 令和5年(2023年)4月1日現在 | 19施設 | 戸数:621戸 | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和8年度(2026年度) | 18施設 | 戸数:571戸 | | | | | | | | | | | | | | |
| No.54 | その他の高齢者向け住宅等 | 住宅政策課・長寿支援課 | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の情報提供を行うとともに、住み慣れた家庭で安心して生活を送ることができるよう、市営住宅のバリアフリー化や住宅改修の支援、緊急通報体制等住環境の整備を推進します。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |



(3) 災害時支援と感染症対策の推進

◆◆ 現状と今後の方向性 ◆◆

近年、多くの自然災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしていますが、高齢者は、身体機能の低下等によって災害発生時に的確な行動が困難であり、災害の犠牲となる危険性が高まっています。

また、令和2年(2020年)からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、外出や介護予防の場等への参加の機会、人とつながる機会が少なくなるなど高齢者の生活に大きな影響を及ぼしました。

このため、災害や感染症が発生した際に、高齢者の安全な生活を守るため、地域と連携した防災対策や見守り体制とともに、感染症に配慮して生活や健康状態を維持していくために様々な事業において継続できる体制を整備します。

【取組】

| | | |
|--|----------------------|------------------------------|
| No.55 | 災害時における要配慮者への支援体制の構築 | 福祉政策課・防災危機管理課 |
| <p>災害時において、行動等に多くの困難がともない、また、避難生活で厳しい環境下におかれるため、特に支援が必要となる要配慮者(高齢者、障害者、その他の特に配慮を要する者をいう。)について、災害時要援護者登録制度を活用し、災害時における円滑かつ迅速な情報伝達、安否確認及び避難誘導が可能となる体制を構築します。</p> <p>また、社会福祉協議会をはじめ、保健・福祉サービス事業者及び地域住民等との連携強化、支援体制の充実を図ります。</p> | | |
| No.56 | 福祉避難所の拡充 | 介護保険課・長寿支援課 福祉政策課・防災危機管理課 |
| <p>高齢者や障害者等、一般の避難所での生活が困難な人で、特別な配慮やケアを必要とする人を対象とした福祉避難所の指定の拡充を図ります。</p> | | |
| No.57 | 地域における防災体制の強化 | 福祉政策課・防災危機管理課 |
| <p>防災訓練や講習会を通じて市民の防災意識の向上を図ります。また、地域の安全活動を支援します。</p> | | |
| No.58 | 感染症対策の充実 | 介護保険課・長寿支援課 保健医療政策課 |
| <p>新型コロナウイルス感染症を含めた感染症の流行があっても、感染対策を講じたうえで高齢者を対象とする事業を継続できる体制を整備するとともに、感染症に関する備えや対策について、研修等を通じて周知・啓発を行います。</p> | | |

